平成２９年（フ）第５５２５号
大阪府大東市野崎２丁目２番46号
債務者　遠山　雅則
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２６号
大阪府大東市野崎２丁目２番46号
債務者　遠山　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２９号
大阪市東淀川区菅原３丁目10番２―102号
債務者　上野　實義
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３号
香川県高松市多肥上町2023番地１　クリスタルＣ102
債務者　古川　雄二
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９４号
香川県高松市多肥上町2023番地１　クリスタルＣ102
債務者　古川スミ子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２号
長崎県五島市錦町３番地７錦パレス202号
債務者　山口　雪子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第５１号
大分県日田市大字友田1234番地２　コーポ田代Ａ棟101号
債務者　梶原　瑞樹
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第６８１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目10番605号
債務者　増田はる美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目10番605号
債務者　増田　健一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０１号
新潟県岩船郡関川村大字湯沢1826番地２　グループホームせきかわ、前住所新潟県岩船郡関川村大字沼408番地
債務者　伊藤ミヤ子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４３４号
兵庫県加古郡稲美町中一色96番地の４
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７３号
兵庫県姫路市青山６丁目21番18号　ディアス青山Ｂ201
債務者　小寺亜貴子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市西中島248番地６カンフォート花北201号
債務者　小濃　弘美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８１１号
福岡市南区大橋１丁目12番18―503号
債務者　大塚　理香
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1490番地１　グランパティオＡ102号室、前住所群馬県吾妻郡草津町大字草津630番地４　121号室
債務者　藤山　勝利
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２６号
栃木県宇都宮市下岡本町4536番地１　エリール岡本２号203号室
債務者　川上　幸恵（旧姓関）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市石井町3413番地11　ディアスマスブチＣ101、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保1670番地２
債務者　富川　裕梨
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係